

暴力団排除に関する誓約書

下記 1 の市有財産に係る使用許可申請書の提出に当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、芦屋市長がこの誓約書の写し及び下記 2 (4) の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、芦屋市長が警察署長に下記 2 (1) 及び (2) に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を芦屋市が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護法施行条例（令和 4 年芦屋市条例第 23 号）第 3 条に規定する実施機関をいう。）及び議会に提供することについて同意する。

記

1 使用許可の対象市有財産

2 誓約事項

- (1) 申請者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 市有財産の使用に係る工事又は業務の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するに当たり、前号アからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を下請契約等の受注者又は受託者（以下「受注者等」という。）としないこと。
- (3) 申請者が前 2 号の条項に違反したときは、使用許可の取消し、損害賠償請求その他の芦屋市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (4) 申請者が暴力団等に該当するの可否を確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、申請者は速やかに必要な情報を芦屋市長に提出すること。
- (5) 申請者は、本件市有財産の使用に伴い、暴力団等から妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、芦屋市長に報告し、及び警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- (6) 申請者は、下請契約等の受注者等に対し、当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたときは、申請者に報告するよう指導すること。
- (7) 申請者は、下請契約等の受注者等から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約等の受注者等が当該下請契約等の履行に伴い不当介入を受けたことを知ったときは、芦屋市長に報告し、警察署長に届け出て、当該下請契約等の受注者等とともに捜査上必要な協力を行うこと。

令和 年 月 日

芦屋市長 宛

(申請者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕
代表者名

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先（TEL）1：

連絡先（TEL）2：

(参考)

芦屋市暴力団排除条例

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。))をいう。以下同じ。)
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者